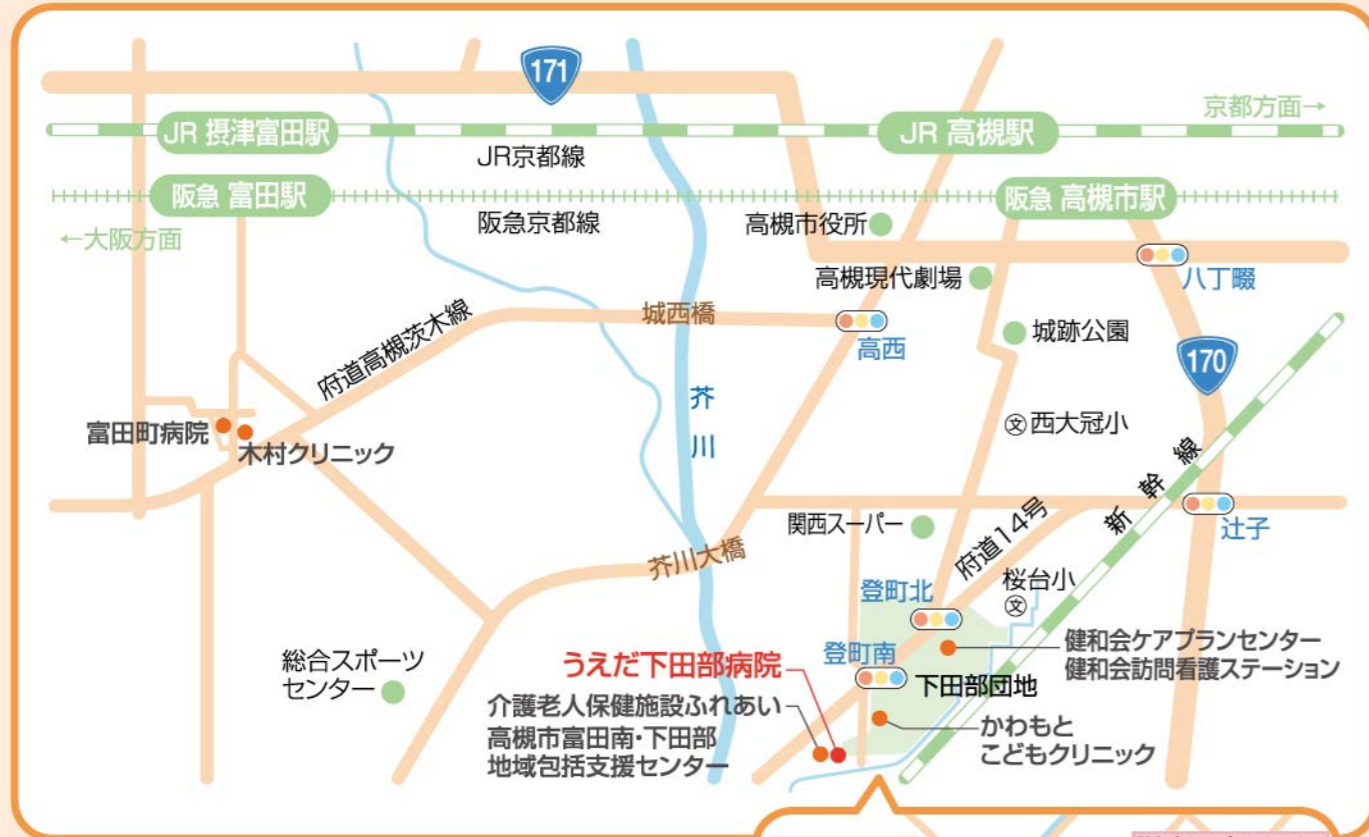


入院のしおり



- ・入院の手続き
 - ・入院時の持ち物
 - ・施設・設備
 - ・診断書について
(各種証明書等)
 - ・入院生活
 - ・フロアマップ
 - ・入院費用
 - ・高額療養費制度について
 - ・地域包括ケア病床
 - ・患者サポート相談窓口
下田部健康を守る会
- 02
03
04
05
06
07
08
09
10
11
12
13
14



交通機関

JR高槻駅南口④番のりば
阪急高槻市駅、北口④番のりば

より市バス下田部団地行、下田部団地下車、徒歩5分



特定医療法人 健和会
うえだ下田部病院

〒569-0046 大阪府高槻市登町33番1号

TEL.072-673-7722 / FAX.072-673-8656

<https://www.ueda-simo.or.jp/>

特定医療法人 健和会
うえだ下田部病院

ごあいさつ

入院されることになりました患者さん、
またご家族の皆さまに心からお見舞い申し上げます。

入院生活において、色々と心配に感じられることも多いかと思えます。
少しでも不安を感じられた際は、ご遠慮なく医師や看護師にご相談ください。

一日も早く退院できるよう、そして元気に社会復帰していただけるように、
職員一丸となって支援させていただきます。



■ 入院手続きで必要となるもの

入院契約書（保証書）

（入院が決まりましたら、入院契約書（保証書）を病院1階窓口にてお渡しいたします。必要事項をご記入の上、病院1階窓口にご提出ください。）

□ 健康保険証・各種公費助成証

（医療受給者証・公費医療証・高齢受給者証など）

□ 限度額認定証 入院費の支払いが軽減されます。
詳しくは下記「限度額認定証について」をご覧ください。

□ 介護保険被保険者証（要介護・要支援の方のみ）

□ 印鑑

□ マイナンバーカード

※マイナンバーカード利用にて、情報提供に同意することで「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。



— ご注意 —

- 健康保険証の提出が遅れますと、その間は全額自己負担（自費）での扱いとなりますので、必ず提出をお願いいたします。
- 指定された入院日時に入院できない方は、必ず当院までご連絡ください。また、空床待ちの方は病院よりご連絡をさせていただきます。
- 入院中に保険証の変更や住所の移転などがありましたら、1階受付までご連絡ください。

「限度額認定証」について

- 70歳未満の方、70歳以上の所得区分Ⅱ（課税所得145～689万円）の方で医療費が高額な場合に、入院前に加入の保険者へ申請を行い、交付されて「限度額適用認定証」を病院1階窓口にご提示いただくことにより、窓口負担が軽減されます。
（各区分の負担限度額については、P11からの別表をご参照ください）
- 入院当日までに申請が間に合わなかった場合は、病院1階窓口または病棟医事課担当者にお申し出ください。原則、「限度額適用認定証」の発行日は申請月の1日からとなります。申請先は、以下の通りです。（ご自身の健康保険証をご確認ください）

国民健康保険の場合

市区町村の国民健康保険課

※高槻市の国民健康保険の場合は、高槻市役所本館1階11番窓口、もしくは、富田支所・三箇横支所・樫田支所まで

社会保険の場合

勤務先の保険担当部署
または全国健康保険協会

- 「限度額適用認定証」を申請されない場合は、従来どおり保険者に高額療養費の支給申請をしていただけます。一旦病院で全額支払った後、保険者に申請して還付となります。



入院時の持ち物

■ 入院される時の持ち物について

食器類

- 吸い飲み（必要な方）
- 急須または水筒

※ペットボトルはお控えください。 ※箸、スプーン、コップは当院にて準備しております。

お風呂・洗面用具

- 歯ブラシ・歯磨き粉
- コップ
- ひげそり
- くし
- タオル（2～3枚）
- 石けん
- シャンプー・リンス
- 洗濯洗剤

室内着・着替え

- はきやすい靴（スリッパは×）
- パジャマまたは寝巻き（2～3組）
- 下着一式（2～3組）

※病棟の洗濯機もご利用いただけます。（3階・4階）

その他・身の回りのもの

- ティッシュペーパー
- ビニール袋（2～3枚）
- ボールペン
- イヤホン
- 服薬中の薬（目薬など含む）
- お薬手帳

※おむつが必要な方には「CSセット」のご利用をお願いしています。
※携帯品は必要最小限のものにとどめてください。
※果物ナイフは持ち込めません。病棟でお貸しします。



- CSセット（ケアサポートセット）もご利用いただけます。

CSセットとは

入院の際に必要な衣類・タオル類・日用品・紙おむつ類を日額定額制のレンタルでご利用いただけるサービスです。詳しくはCSセットのご案内パンフレットをご覧ください。
※別途申し込みと料金がかかります。

■ 貴重品の持ち込みについて

貴重品はお持ちにならないようにお願いいたします。盗難・紛失・破損は当院として責任を負いかねます。携帯電話を持参の方は、紛失をされても自己責任となりますので、ご了承ください。

■ パソコン等の持ち込みについて

ノートパソコン、DVDプレイヤーなどの電子機器の持ち込みについては、医師の許可が必要です。また、破損等については責任を負いかねます。

■ お車を使っでの入院について

外来患者さんのための駐車スペースを確保するために、お車を使っでの入院はご遠慮いただいております。もし、お車で来院された方は、タイムズ駐車場の一般料金がかかります。
※入院と退院の時は割引があります。1階窓口にお申し込みください。



施設・設備

■ テレビカードの販売について

各病棟のデイルームには、テレビカードの販売機が設置してあります。

- 床頭台のテレビの視聴
- 洗濯機、乾燥機の使用にお使いいただけます。

■ 領収書の発行について

- テレビカードの領収書をご希望の方は、1階総務課事務室にて行っております。
- 領収書は「使用済み」のテレビカードとの引き換えとなります。
残高があるカードでも領収書は発行できますが、カードはお返しいたしません。

< カードの精算について >

未使用のカードがあれば、返金を行うことが可能です。
1階カード精算機をご利用ください。

■ 自動販売機のご案内

飲料の自動販売機は、「病院玄関前」にあります。

フロアマップは
9ページへ！



■ フロアリスト

4F	● 病棟 ● 詰所
3F	● 病棟 ● ICU ● 詰所
2F	● 手術室 ● 生理検査室 ● エコー室 ● 内視鏡室 ● 生活習慣病指導室 ● X線 ● CT ● マンモグラフィー
1F	● MRI室 ● 待合室 ● 受付 ● 薬局 ● 診察室
B1F	● リハビリ室 ● 浴室 ● 言語聴覚室 ● 介助浴室 ● 厨房





■ 診断書について (各種証明書等)

● 診断書 (生命保険等)・証明書の申し込みについては、退院日が決定してからのお申し込みをお願いしております。

※退院前のお申し込みの場合も、お渡しは退院日以降になります。
また、出来上がりは退院日以降10日ほどかかる場合もございますのでご了承ください。

- 傷病手当支給申請書・休業補償給付申請書については、入院中でも受け付けております。ただし、お預かりした日にちまでの証明となりますのでご注意ください。
- 本院様式の診断書を希望される場合は、直接入院病棟にお申し込みください。

■ 交通事故・労災による診療をご希望の方へ

交通事故で診療をされる方へ

治療費は原則として、受診された患者さんご本人に請求させていただきます。

※当院から相手方への直接請求は行いません。

また、健康保険を使用しての診療をご希望される場合は、患者さんご本人による申告・手続きが必要になります (第三者行為の申告→各保険者の窓口にてお手続きください)。

自動車賠償責任保険 (自賠責保険) や任意加入保険を使用する場合は、下記の通りお願いします。

● 任意加入保険で受診される場合

当該の保険会社に交通事故の連絡をしていただく様にお話してください。

その際に「うへだ下田部病院に交通事故で受診した」旨を必ず保険会社にお伝えください。

その後、保険会社より治療費の一括払いの連絡が入り次第、交通事故扱いとさせていただきます。

● 自賠責保険を使用する場合

治療費は、診察された患者さんご本人に請求させていただきます。

交通事故に関わる診療が終了した時点で、病院1階窓口にて、

自賠責保険への提出用の診断書と診療報酬明細書の作成申し込みを行ってください。

作成後その書類 (自賠責保険提出用診断書・診療報酬明細書) をもって、

患者さんご自身が自賠責保険へ診療費を請求してください。

※お支払い方法に関しては、入院後10日以内にご連絡ください。連絡がない場合は、患者さんご本人に実費にてご請求させていただきます。

※預り金につきましては、原則窓口にて返金させていただきますが、保険会社からの返金とさせていただきます場合もございます。
上記の点でご不明な点、ご相談等ありましたら、当院の交通事故担当者までお申し出ください。



■ 労災予定の方へ

業務中または、通勤途中に起きた怪我・病気・障害においては、健康保険の適用にはなりません。

このような場合は、労働者災害補償保険 (労災保険) の適応になり治療を受ける事ができます。

ただし、労災保険の認否を判断するのは労働基準監督署であり、下記の書式をご提出いただいても、労災保険として認められない場合もございますのでご注意ください。労災保険での治療を受けられる場合は、必ず下記のいずれかの書式をご提出いただく必要があります。

◇ 初めて当院で治療を受ける場合→療養の給付請求

業務災害用 様式5号

通勤災害用 様式16号の3

◇ 他院より転院の場合

業務災害用 様式6号

通勤災害用 様式16号の4

※前医が「労災指定病院」でない場合は、様式5号もしくは様式16号の3の提出となります。



様式を提出される際 ①労働保険番号 ②事業主の署名捺印 ③ご本人の署名捺印の3点を必ずご確認ください。また院外処方箋が出た場合は、調剤薬局にも同じ書式の提出が必要になりますので、あらかじめご用意ください。なお、書式は入院時より一か月以内にご提出ください。

ご提出が無い場合は、受診された患者さんご本人に実費にてご請求させていただきます。

預り金につきましては、書式ご提出後、返金させていただきますので、預かり証を病院1階窓口にお持ちください。

上記の点でご不明な点、ご相談等ありましたら、当院の1階窓口までお申し出ください。

■ 病棟での個人情報の取り扱いについて

当院では、事故防止の観点から、またはご案内のために

- 病室への氏名の掲示
 - ベッドへの氏名の掲示
 - 面会を希望される方へのご入院の有無に関するご案内
- を行っております。



当院では「医療法人健和会 個人情報取扱指針」に基づき、厳重な注意を払っております。

「個人情報の利用目的」のとおり、医療サービスの提供、医療保険事務、患者さんに関する管理運営業務などに個人情報を利用させていただくことになります。

特に、下記事項に関してはご留意いただき、あらかじめご了承ください。

○入院決定のご連絡は、入院契約書 (保証書) にご記入いただいている電話番号に連絡させていただきます。また、ご本人不在時は、家族の方にお伝えする場合がございます。

○ベッドネームなどの名札については、患者さんの誤認を防止するため、設置しております。

○入院の有無・入院病棟の問い合わせに対し、案内をさせていただいておりますが、希望されない場合は、あらかじめ病院1階窓口にお申し出ください。

※入院の有無・入院病棟の問い合わせに対し、案内を希望されない場合は、ご本人からあらかじめ面会者などに入院病棟をお知らせください。当院からはお知らせはいたしません。

※お申し出内容を変更する際は病院1階窓口にお申し出ください。



入院生活

■ 入院中の過ごし方

主治医から病気や治療・検査について、看護師からは入院中の生活状況について丁寧な説明を心掛けていますが、説明がわかりにくい時、疑問点などがあれば、どうぞ遠慮なくご相談ください。入院中は主治医が責任を持って診察いたします。

入院中の他医療機関へのご受診は、主治医が必要と認めた場合のみに限らせていただいています。またお薬についても、薬剤師の指導のもと管理いたしますので、当院で処方されたお薬以外は服用されないようお願いいたします。他医で服用中のお薬がございましたら、入院時に必ずお持ちいただき、お知らせください。

■ 入院期間中の生活について

● 食事について

朝食：7時30分 昼食：12時00分 夕食：18時00分

上記の時間に、順番に食事を配膳します。
食事をお渡しする時間は多少前後します。おたずねください。



● 入浴について

< お一人で入浴できる方 >

一般入浴は、病院地下・エレベーター前にございます。
男性・女性と週替わりで入浴日が決まっていますので、入浴カレンダーをご確認ください。
また、わからない時は、病棟スタッフにおたずねください。

< 介助が必要な方 >

当院では介助浴室にて、リフトなどを使用して入浴をしていただけます。
詳しくは病院職員におたずねください。

■ リストバンドの装着について

当院では、患者さんの誤認を防ぎ、事故を防止して患者さんの安全を確保するため、入院時にお名前が入ったリストバンドを装着していただいております。

■ 外出・外泊について

外出・外泊は原則としてできません。
特別な理由で外出・外泊の必要がある時は主治医の許可を受けてください。
※病棟にて外出許可証を記入・提出して外出し、帰院後は病棟に必ずお声をお掛けください。



■ 他病院の受診について

入院中は原則として、他の医療機関を受診することはできません。また、ご家族の方が患者さんの代わりに受診しお薬をもらって来ることもできません。
※入院期間中に他病院受診を希望される場合は、必ず事前にご相談ください。

■ 電話の使用について

- 携帯電話はルールとマナーを守ってご使用ください。
使用可能区域ではマナーモードに、使用禁止区域では必ず電源をお切りください。
- 消灯時間を過ぎてのお電話はご遠慮ください。

■ 電話・メール可能なエリアについて

	通話可能区域	通話不可区域 (メールは可能)	通話不可区域 (電源OFF)
4F病棟	デイルーム	病室・廊下	ICU・306・307病室
3F病棟	デイルーム	病室・廊下	406・407・413病室
2F	(通話不可)	廊下・各室内	
1F	玄関入口周辺	各待合・廊下	各診察室・点滴室
地下	廊下	リハビリ室	



■ 気をつけてほしいこと・禁止していること

- オムツ（感染対策上CSセットを推奨しています。）類など不足のないようお願いします。
- 治療に関することにつきましては、主治医および看護師にご相談ください。ご自身の判断で治療されたり、薬品などを使用されないようお願いいたします。
また、入浴・散歩・運動をされる場合も、主治医および看護師におたずねください。
- 病院では、大勢の患者さんが治療をされています。廊下または病室内で大声で話されたり、ラジオ、テレビの音を必要以上に大きくするなどしないよう、お願いいたします。
また、消灯後のテレビ、お電話に関してはご遠慮ください。
- 入院中の飲酒・喫煙は禁止させていただきます。
- その他、入院生活に関しましては、看護師の指示に従い、治療に専念していただきますよう、お願いいたします。
- 転倒に注意しますが、履きやすい靴（スリッパは×）を持参してください。
- 飲食物の持ち込みはご遠慮いただきますようお願いいたします。

■ 不在者投票のご案内

当院は、公職選挙法の規定により、入院中の患者さんが不在者投票を行える施設となっています。
不在者投票をご希望の方は、投票日の1週間前までにスタッフにお申し出ください。

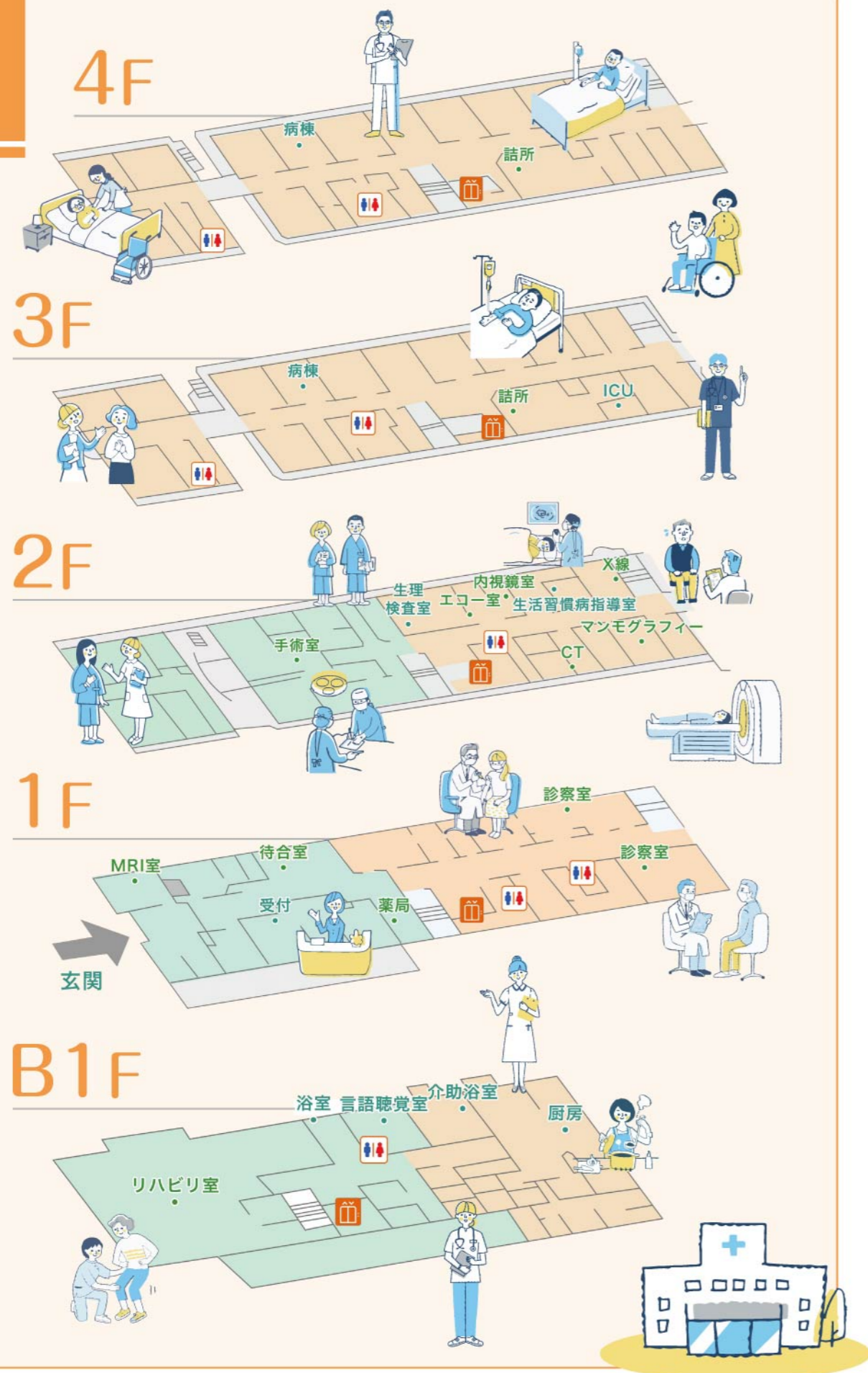
■ 病気による困りごと、入院生活について

当院では、患者さんやご家族の方が病気によってお困りのときに、ご相談に応じるソーシャルワーカーが勤務しています。ご希望の方はスタッフまでお申し出ください。ご相談は無料、秘密は固くお守りいたします。お気軽にご相談ください。

※面会につきましては、挟み込みのご案内またはホームページにてご確認ください。



フロアマップ



入院費用

■ お支払い方法について

入院費用につきましては、退院時に病院1階窓口にてお支払いください。
現金もしくはクレジットカードおよび一部電子マネーの使用が可能です。
日曜、祝日や急な退院の場合には請求書を作成できない場合がございます。
後日にお支払いについてご連絡を差し上げます。

■ 保険証の提示について

健康保険証・各種公費助成証・限度額認定証は必ずご提示ください。
また、住所の変更や保険の種類が変更になる場合はお申し出ください。
特定疾患の手帳をお持ちの方は、入院時にお申し出ください。お預かりさせていただきます。



■ 入院医療費の計算について

入院医療費は以下の合計金額になります。

出来高診療費+食事代+その他（保険適応外）

出来高診療費=入院料・手術・処置・薬・検査等 診療行為ごとの費用

食事代

※患者さんのご都合により食事を不要とされる場合についても料金は徴収させていただきますのでご了承ください。

その他（保険適応外）

- 患者さんがご使用の紙オムツ代、容器代、バスタオル代など（※一部はCSセットとして請求の場合あり）
- 診断書などの文書料
- 当院では、差額ベッド代をいただいております。



■ 高額療養費制度について

入院費用が高額になる場合は「高額療養費」をご利用いただくことができます。
手続きに関することは1階窓口にご相談ください。詳しくは次のページへ。

■ ご請求について

入院費用は、以下の通りで請求させていただきます。

- 月末締めで計算
→翌月10日頃に請求書を発行いたします。
お支払いは2週間以内をめぐにお願いいたします。

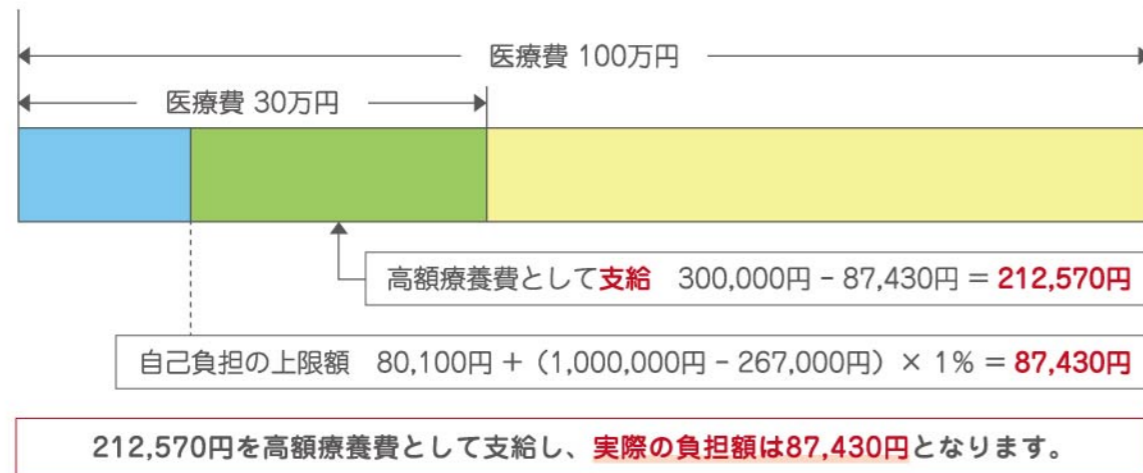


高額療養費制度について

高額療養費制度とは

医療機関や薬局の窓口で支払った額（※）が、ひと月（月初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含まれません。

< 例 > 70歳以上・年収約370万円～770万円の場合（3割負担）
100万円の医療費で、窓口の負担（3割）が30万円かかる場合



入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）

所得区分		令和6年6月1日から
区分ア	現役並みⅢ	1食につき 490円 (1日につき 1,470円)
区分イ	現役並みⅡ	
区分ウ	現役並みⅠ	
区分エ	一般	1食につき 230円 (1日につき 690円)
区分オ	低所得Ⅱ	
	低所得Ⅰ	1食につき 110円 (1日につき 330円)

※食事療養の費用額算定表（標準負担額+保険給付分）

上記のように、1食単位にてお食事のお代金を徴収させていただきますが、つきましては費用算定の際、以下のような場合も食費を算定させていただくこととなりますのでご注意ください。また、食事を止められる場合は早めにお申し出いただきますようお願いいたします。

- 配膳時間（朝 7:30、昼 12:00、夕 18:00）も提出後に外出・外泊をされた場合
- 食事が配膳されたが、患者さんのご都合で召し上がらずに残された場合
(外泊や外出等により帰宅時間に戻れなかった場合、食欲がなく食事を全部召し上がらなかった場合)
- 検査の際（一度食事を止めてありますが）検査後に配膳時間以外の食事を申し込まれたものの
召し上がらなかった場合等

自己負担限度額

※平成30年8月診療分から高額療養費の自己負担限度額が変更されています。

69歳までの自己負担限度額

適用区分	所得区分	自己負担限度額 注2	多数該当 注1
ア	年収約1,160万円～	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	年収約770万円～約1,160万円	164,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,100円
ウ	年収約370万円～約770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	～年収約370万円	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

70歳からの自己負担限度額

適用区分	外来（個人ごと）	ひと月の上限額（世帯ごと）注2	多数該当 注1
現役並み所得者Ⅲ	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円
現役並み所得者Ⅱ	164,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		93,100円
現役並み所得者Ⅰ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円
一般	18,000円	57,600円	44,400円
住民税非課税Ⅱ	8,000円	24,600円	—
住民税非課税Ⅰ	8,000円	15,000円	—

● 注1：過去1年間で高額療養費に4回以上該当した場合

● 注2：世帯で複数の方が同じ月に受診された場合、保険者への申請が必要ですが、複数の医療機関で受診されたり、入院と外来で受診されても「世帯で合算」することができ、その額が自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が払い戻されます。

入院中のお薬について

入院中のお薬は当院で処方いたします。入院中は原則、他の医療機関を受診できませんので、かかりつけ医へはお薬をもらいに行かないでください。





地域包括ケア病床

地域包括ケア病床とは

急性期治療のため入院した後、病状が安定した患者さんに対して、リハビリ、退院支援など効率的かつ密度の高い医療を提供するために導入された病床のことをいいます。病院に入院された患者さんの中には退院後の生活に不安があったり、医療者の在宅復帰・転院支援を必要とする方がいます。こうした方々が、ご自宅への退院や施設への転院までの間、医療や自宅への退院支援を受けることができるのが地域包括ケア病床です。当院では患者さんが安心してご自宅等に帰られることを第一の目標として、各職種が連携して、患者さんの退院後の生活準備のお手伝いをいたします。



(対象となる方)

- 介護施設・自宅で療養を継続している方で、肺炎などの疾患により入院による治療が必要となった方
- 入院による治療で症状は安定したが、もう少し経過観察が必要な方
- 入院治療により症状が安定し、在宅復帰に向けてリハビリテーションが必要な方
- 在宅療養に向けて介護サービスや自宅の環境整備など、療養準備が必要な方
- 介護老人保健施設・ショートステイ等の介護施設に入所する前の調整期間が必要な方
- 自宅において患者さんの家族が何らかの理由（冠婚葬祭や旅行）で、一時的に看護や介護をすることができない時に入院させること（レスパイト入院）

(入院期間)

地域包括ケア病床は、施設入所または自宅退院を目的に入院受け入れをしています。入院期間は、最大60日間までとなっています。60日間に退院後の不安の軽減ができるようリハビリ・自宅の環境整備、退院先の調整等を行います。

患者サポート相談窓口

当院では、療養生活の中で生じる様々な問題やご心配事について、安心して医療を受ける事ができるよう、専門の医療相談員を配置しております。

ご希望の方は、病院窓口にご来院いただくか、職員までお申し出ください。

- 退院後の生活について
- 医療、介護、福祉に関する制度やサービス内容、利用方法について
- 医療費のお支払いなど経済的な心配や悩み事について
- 療養生活（外来・入院）に関する心配や悩み事について
- 院内の苦情やご希望、お困りごとについて

※ご相談内容によって、医療相談員・医療安全管理者等、各部門が連携して支援いたします。

患者さんが継続的な治療や在宅療養ができるように、医療サービスや介護へと繋いでいくことが私たちの重要な役割だと考えています。地域の関係機関や在宅サービス事業所との顔の見える関係性を構築しながら、スムーズな連携を目指してまいりますので、お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

【相談窓口】

1 F 病院受付窓口

【受付時間】

9:00~16:00（日祝除く）



健康を守る会のご案内



下田部健康を守る会は、“住民の手で病院を建設し「患者の立場に立つ医療」を病院と共に実現する” “いのちと健康を守り、安心して暮らせる地域を作る”ことを目指して活動する地域住民と患者の会です。

ご入会申込：病院受付窓口までお声かけください。